

保 発 0511 第 2 号
平成 29 年 5 月 11 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「国民健康保険広域化等支援基金の実施について」の一部改正について

国民健康保険広域化等支援基金の運営については、「国民健康保険広域化等支援基金の実施について」（平成 14 年 4 月 30 日保発第 0430006 号）により行われているところであるが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の一部の施行（平成 30 年 4 月 1 日）により、国民健康保険広域化等支援基金は今後廃止を予定しているところである。

このため、今般、基金事業終了について、「国民健康保険広域化等支援基金の実施について」の一部を別紙新旧対照表のとおり改め、平成 29 年 6 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。